学校いじめ防止基本方針

熊本県立人吉高等学校定時制課程

1　いじめ防止等に関する基本的な考え方

本校は、学校綱領である「礼節」「勤労」「進取」の精神を基調とし、心豊かで調和のとれた、社会に貢献できる生徒を育てることをめざしている。

いじめの問題はどの生徒にも起こりうるものであり、生命または身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案も存在しており、人権に関わる重大な問題である。したがって、「いじめは絶対に許されない」との意識を持ち、生徒、教職員、保護者等学校全体を含めた社会全体で高めていくことが必要である。

すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切かつ速やかに解決するために「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2　いじめの定義と様態

（１）いじめの定義（いじめ防止対策推進法」より抜粋）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）具体的ないじめの様態

○　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
○　仲間はずれ、集団による無視をされる
○　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
○　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
○　金品をたかられる
○　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
○　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
○　パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる　　等

3　学校におけるいじめ防止等の指導体制・組織的対応等

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される組織「いじめ問題対策委員会」を設置する。定期的に会議を開催し、下記（２）の活動を行う。

（１）組織の構成員

校長、副校長、教頭、人権教育主任・道徳教育推進教師、生徒指導・学校安全部長、特別支援教育コーディネーター、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー

（２）組織の活動

○　いじめ防止の取組の実施や年間指導計画の作成、実行、検証、修正
○　いじめの相談・通報の窓口（スクールサイン、子どもＳＯＳダイヤル等）の周知
○　いじめの疑いに関する情報等の収集と記録、共有
○　いじめの情報の共有、生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等

４　年間計画

（１）年間を通じて、週初めに生徒情報連絡会を実施し、生徒に関する情報共有を図る。

（２）【４月】新入生生徒理解研修、生徒会による「いじめゼロ宣言」

（３）【６月】「心のきずなを深める月間」の取組（心のきずなを深めるＬＨＲ実施等）
　　本校作成による「心のアンケート」による実態調査

（４）【９月】生徒会による「いじめゼロ宣言」

（５）【１２月】「人権教育推進月間」の取組（人権教育講演会実施等）
　　県教育委員会の「心のアンケート」による実態調査
　　（人権教育推進月間）

（６）【１月】生徒会によるいじめゼロ宣言

（７）【２月】「道徳教育推進月間」の取組（在り方生き方を考えるＬＨＲ実施等）

（８）【３月】新入生の情報収集のための中学校訪問

５　学校におけるいじめの未然防止及び早期発見のための取組

（１）いじめの未然防止

　わけへだてのない態度で、互いの良さや個性を尊重し、一人ひとりの人権が尊重される学校風土を創る。また、教師の言動が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導にも細心の注意を払う。

（２）いじめの早期発見

　「いじめはどの学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員が持ち、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から的確に生徒に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、組織的に対応し、いじめの早期発見・早期対応に努める。また、定期的にアンケート調査を行うなど、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。定期的に担任による面談を実施し、心身の悩みや状態を確認し、状況に応じて積極的に対応する。

（３）いじめに対する措置

　いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合には、別に定める「いじめ問題対策マニュアル」に従い、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。

（４）担任による個人面談

６　重大事態への対応

　いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じたと校長が判断した場合、または、いじめにより生徒が一定期間連続して欠席することを余儀なくされていると校長が判断した場合には、「いじめ防止推進法に基づく重大事態に関する対応フロー」により、直ちに、県教育委員会に報告すると共に、調査組織（いじめ問題対策委員会）においてすみやかに事実関係の調査を行う。その際、生徒や保護者のプライバシーへの配慮、心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための必要な支援も行う。

７　その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

　本方針が実情に即して効果的に機能しているかどうかをいじめ問題対策委員会で点検し、必要に応じて見直しをし、学校評価アンケート等を利用して、全生徒、全教職員、保護者がいじめ防止対策に関わることができるようにする。

平成３１年４月改訂